

【用語】 山田郡龍舞村―太田市竜舞町 取締役―郡中取締役 廻状
―回章、宛名を連記し次々と廻して用を達する書状 留村―廻状が伝
達される最後の村

【解説】 江戸時代中期以降、関東農村はたび重なる災害や凶作などで
荒廃し、不斗出者（離村者）の増加や手余り地の増大といった深刻な問
題が生じていた。不斗出者のなかには博徒や無宿となつて横行する者
もあらわれ、農村の風俗が大きく乱れてきた。そこで幕府は、荒廃し
た関東農村の風俗を是正するため、寛政年間頃から各地域の有力者を
郡中取締役に任命し、博徒や無宿の取締りと浪人の横行を阻止しよう
とした。上野国では、寛政十二年（一八〇〇）白井村（北群馬郡子持村）の
弥次右衛門が任命されたのが始まりとされるが、文政十二年（一八二九）
になると各地域でおよそ五四人の郡中取締役が任命された。そのなか
の一人が龍舞村の名主幸助である。

この文書は、天保六年（一八三五）幕府代官が矢島藤蔵から羽倉外記
へ交替した際、改めて幸助を郡中取締役に任命し、それを関係諸村へ
伝達した際の廻状である。幸助は文政七年（一八二四）四月、父仲助の
跡を継いで郡中取締役に就任し、持ち場に指定されていた太田周辺地
域の村々の取締りを一手に引き受けることになった。しかし、幕府領
や旗本領などが錯綜する地域では、その本来の役割や機能を發揮する
ことは困難であつたようである。